**特別障害手当認定基準**

**認定基準２**

|  |
| --- |
| (1)　次に掲げる視覚障害イ　両眼の視力がそれぞれ0.03以下のものロ　一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のものハ　ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のＩ／４視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつＩ／２視標による両眼中心視野角度が28度以下のものニ　自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの(2)　両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの(3)　両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの(4)　両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの(5)　体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの(6)　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの(7)　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。 |

**次表**

|  |
| --- |
| ①　両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は１眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの②　両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの③　平衡機能に極めて著しい障害を有するもの④　そしゃく機能を失ったもの⑤　音声又は言語機能を失ったもの⑥　両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの⑦　一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの⑧　一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの⑨　体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの⑩　前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの⑪　精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの |